

(別紙 4)

- 「就労継続支援 A 型事業における利用者負担減免事業実施要綱について」 (平成 19 年 7 月 31 日障発 0731001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知) 【新旧対照表】

(変更点は下線部)

改 正 後	現 行
障 発 第 0731001 号 平成 19 年 7 月 31 日 <u>最終改正 障 発 0329 第 13 号</u> <u>平成 25 年 3 月 29 日</u>	障 発 第 0731001 号 平成 19 年 7 月 31 日
各都道府県知事 殿	各都道府県知事 殿
厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部長	厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部長
就労継続支援 A 型事業における利用者負担減免事業実施 要綱について	就労継続支援 A 型事業における利用者負担減免事業実施 要綱について
標記の件について、平成 19 年度より、社会福祉法人等減免事業が 廃止となり、これに伴い、新たに「就労継続支援 A 型事業における利 用者負担減免事業実施要綱」を定め、平成 19 年 4 月 1 日から適用す ることとしたので通知する。 なお、この通知により、平成 18 年 12 月 5 日付障発第 1205002 号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「社会福祉法人等によ る生計困難者に対する利用者負担額軽減等事業の実施についての一部	標記の件について、平成 19 年度より、社会福祉法人等減免事業が 廃止となり、これに伴い、新たに「就労継続支援 A 型事業における利 用者負担減免事業実施要綱」を定め、平成 19 年 4 月 1 日から適用す ることとしたので通知する。 なお、この通知により、平成 18 年 12 月 5 日付障発第 1205002 号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「社会福祉法人等によ る生計困難者に対する利用者負担額軽減等事業の実施についての一部

改正について」については平成１９年３月３１日限り廃止する。

就労継続支援Ａ型事業における利用者負担減免事業実施要綱

就労継続支援Ａ型事業の利用者については、他の障害福祉サービスを利用した場合と同様に、利用料として負担能力に応じた利用者負担を求めることが原則である。

しかしながら、事業者と障害者の間で雇用関係が結ばれており、事業者から労働の対価として、賃金が支払われる特別な関係にあること、また、障害者福祉制度とは別に、障害者雇用納付金制度において、障害者雇用率を超えて障害者を雇用する事業主に対し、障害者雇用調整金等が支給されていること等を考慮する必要がある。

このようなことから、事業者の判断により事業者の負担をもって利用料を減免することを可能としたところであるが、この具体的な取扱いとは以下によることとする。

１～５ （略）

様式１～３ （略）

改正について」については平成１９年３月３１日限り廃止する。

就労継続支援Ａ型事業における利用者負担減免事業実施要綱

就労継続支援Ａ型事業の利用者については、他の障害福祉サービスを利用した場合と同様に、利用料として一割の利用者負担を求めることが原則である。

しかしながら、事業者と障害者の間で雇用関係が結ばれており、事業者から労働の対価として、賃金が支払われる特別な関係にあること、また、障害者福祉制度とは別に、障害者雇用納付金制度において、障害者雇用率を超えて障害者を雇用する事業主に対し、障害者雇用調整金等が支給されていること等を考慮する必要がある。

このようなことから、事業者の判断により事業者の負担をもって利用料を減免することを可能としたところであるが、この具体的な取扱いとは以下によることとする。

１～５ （略）

様式１～３ （略）